

県北地域広域移住体験ツアー業務

企画提案審査要領

令和6年5月
岩手県

この企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県北地域広域移住体験ツアー業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査の概要

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、下記に定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査基準及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査基準	審査項目	審査観点	配点
1 企画提案 内容等	事業目的	<ul style="list-style-type: none">・業務目的を十分に理解し、これを的確に達成する提案となっているか。・実施方法やスケジュールなどが具体的かつ現実的な提案となっているか。	20点
	募集方法	参加者の募集方法は適切か。	10点
	提案内容	<ul style="list-style-type: none">・想定しているツアー内容は適切か。・実施地域の生業、文化及び風習等を知るための体験メニューが盛り込まれた内容となっているか。・県北地域の具体的な生活イメージの説明や地域のPR等が盛り込まれた内容となっているか。・県北地域への移住に興味・関心が持てる内容となっているか。	35点
	自由提案	業務仕様書の内容を理解し、効果的な提案内容となっているか。	15点
2 業務履行 能力	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・団体の運営基盤（財政、人材）が確保され、的確な事業運営、スタッフ配置、事業実績報告等、適正かつ確実な運営が期待できるか。・関係団体等との連携や類似の業務実績から、確実に本事業を遂行できる能力を有し、または、良好な運営が期待できるか。	10点
3 見積書	見積書	<ul style="list-style-type: none">・積算単価や数量は妥当なものであるか。・提案内容との整合性が取れているか。	10点
合計			100点

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションにより行う。
- (2) 選考委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) 選考委員会は、(2)の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告する。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。

- (4) 参加者が1者のみであった場合でも、選考委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

4 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。
(2) 受託候補者となった者については、岩手県公式ホームページに掲載して公表する。